



98期 27年3月-6月
CBT試験目標

全14回・教材込み

2級FP スマート合格講座

充実した学習内容の
コスパ講座!

通信Web + 音声DL + スマホ

2級FP技能検定に向けて、効率的な学習で合格したい方に

「2級FPスマート合格講座(全14回)」をご用意。

LECのベテラン講師がコンパクトにまとめた

「重点マスターテキスト」を使用して、試験に出やすい

重要箇所を中心に学習します。

インプット(講義)では各科目2回の講義で知識の整理。

アウトプット(演習)では1回分の本試験の過去問を使用して

学科対策(1回)、実技対策(1回)を学習し本試験対策を

万全にします。

受講料(税込)

38,500円

こんな方におすすめ!



時間が取れないが、
効率よく学習を始めたい方



学習経験やFPの知識があり、
短期間で2級FPに挑戦したい方



他資格に合格していて、
その知識を活かして
2級FPの学習を始めたい方

講座カリキュラム 全14回 (1～6:1回2.5時間×2回、7:1回2時間×1回、8:1回1時間×1回)・計33時間

INPUT

- 1 ライフプランニングと資金計画
- 2 リスク管理
- 3 金融資産運用
- 4 タックスプランニング
- 5 不動産
- 6 相続・事業承継

OUTPUT

- 7 学科対策
 - 8 実技対策
- ・日本FP協会
「資産設計提案業務」(1回)
 - ・金融財政事情研究会
「個人資産相談業務」(1回)

講座使用教材

- 重点マスターテキスト
- 2級FP本試験過去問題集
- 2級FP公開模試 学科・実技 (資産/個人)
※自己採点となります。

<Web視聴開始日・通信教材発送日>

2026年9月4日(金)

<Web視聴期限日>

2027年6月30日(水)

担当講師



伊東 伸一 LEC専任講師

ポイントを押さえた講義で理解から
合格へ導きます!

出題ポイントを的確に押さえ、メリハリの効いた
講義を行い、さらにFPとしての実務経験から、
“そうなる理由”をていねいに解説いたします。

担当科目

- ・タックス
- ・不動産
- ・相続・事業承継
- ・学科対策



岩田 美貴 LEC専任講師

身近なテーマで記憶に残る講義を!

『わかりやすく、かつ、聴くことで覚えることので
きる講義』で合格に導くこと、合格後も役立てら
れるような印象に残る講義を目指しています。

担当科目

- ・ライフ
- ・リスク管理
- ・金融資産運用
- ・実技対策

LEC 東京リーガルマインド

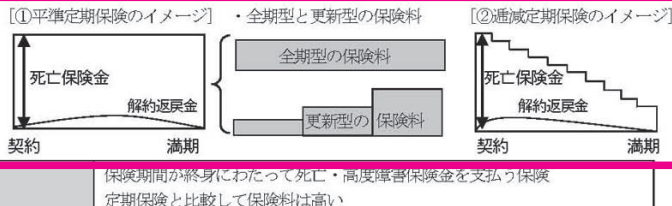
重点マスターテキスト

第3章 個人向け保険商品

1 生命保険の基本商品 AA

1. 保障に重点を置く保険（死亡保障）

定期保険	一定期間内の死亡・高度障害保険金を支払う保険 満期保険金が無いため、保険料が安い(掛け捨て) 期間経過と共に保険金額が減少する「 通減定期 」と、保険金額が増加する「 増減定期 」がある→ 保険料は一定 保険料が全期間一定の「 全期型 」と途中で変わる「 更新型 」、一括で支払う「 一時払 」がある 更新型（5年・10年など）は、診査・告知することなく更新できる 死亡・高度障害保険金が一時金でなく、毎年・毎月の年金形式で支払われる 収入(生活)保障保険 もある(一時金も選択できるが総額が少なくなる)
------	---



重要度マーク「AA」は必須項目です。時間が足りなくても、ここだけは押さえましょう。

図表によって、視覚的に理解ができる！

2級FP本試験問題・解説集

学科試験 問題

- 問題 1
ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。
- 税理士の資格を有しないFPのAさんは、顧客から不動産の贈与契約書に貼付する印紙について相談を受け、印紙税法の課税物件を示し、印紙税額について説明した。
 - 社会保険労務士の資格を有しないFPのBさんは、顧客から老齢厚生年金の繰下げ支給について相談を受け、有償で老齢厚生年金の支給繰下げ請求書を作成し、請求手続きを代行した。
 - 司法書士の資格を有しないFPのCさんは、後期高齢者となった顧客から財産の管理について相談を受け、有償で任意後見受任者となることを引き受けた。
 - 弁護士資格を有しないFPのDさんは、顧客から相続開始後の配偶者の居住について相談を受け、民法の改正により2020年4月に新設される配偶者居住権の概要を説明した。

- 問題 2
ファイナンシャル・プランナーがライフプランニングに当たって作成する各種の表の一般的な作成方法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
- 個人の資産や負債の状況を表すバランスシートの作成において、株式等の金融資産や不動産の価額は、取得時点の価額ではなく作成時点の時価で計上する。
 - 将来の予定や希望する計画を時系列で表すライフイベント表には、子どもの進学や住宅取得などの支出を伴う事項だけを記入し、収入を伴う事項は記入しない。
 - キャッシュフロー表の作成において、住宅ローンの返済額は、「前年の年間返済額×（1＋物価変動率）」で計算された金額を計上する。
 - キャッシュフロー表の作成において用いられる可処分所得は、年間の収入金額から所得税、住民税、社会保険料および生命保険料を控除した金額である。

学科試験 解答・解説

- 無断複製・頒布を禁じます LEC東京リーガルマインド
- 問題 1 正解 2
- 適切 税理士法で禁止されているのは、税理士でない者による「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」であり、個別具体的にない印紙税の説明であれば問題ない。
 - 不適切 社会保険労務士でない者は、健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金等の書類作成（書類作成業務）や官公署への提出手続の業務（提出手続代行業務）を行ってはならないとされている。
 - 適切 任意後見契約の受任者となるのは、弁護士や司法書士の資格のない者でも問題ない。
 - 適切 弁護士以外の者は「一般の法律事務の取り扱い等」が禁止されているが、個別具体的にない概要の説明であれば問題ない。

- 問題 2 正解 1
- 適切 個人バランスシートはその時点での資産・負債状況を把握するためのものなので、各項目の金額については、時価で計上する。
 - 不適切 ライフイベント表には、支出を伴うイベントだけでなく、収入を伴うイベントも計上する。
 - 不適切 住宅ローンの返済額は物価によって増減するものではないので、実際の返済額を記入する。
 - 不適切 ライフプランニング上の可処分所得の額は、年間の収入金額から社会保険料、所得税および住民税を控除した金額であり、生命保険料控除は控除しない。

2級FP再チャレンジ割引

2級FPスマート合格講座

38,500円



19,250円

50% OFF

過去にLECで2級FP講座を含むパック講座を受講された方

- 対象者 3・2級FP・AFP対策パック/2級FP・AFP対策パック/その他過去に2級FPパックを受講された方
- 対象講座・割引 2級FPスマート合格講座が一般価格より50%割引 ※他割引との併用不可
- 必要書類 過去にお申込みいただいていた講座の受講証 ※受講証がお手元ない方は、ご相談ください。

LEC東京リーガルマインド

お電話での申込み・講座のお問合せ
LECコールセンター



0570-064-464

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10
■ 平日 9:30~19:30 ■ 土・日・祝 10:00~18:00

www.lec-jp.com

※このナビダイヤルは通話料お客様負担となります。
※固定電話・携帯電話共通（一部のPHS・IP電話からのご利用可能）。
※回線が混雑している場合はしばらくたってからおかけ直し下さい。

この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合があります。予めご了承下さい。発行日2026年9月5日/有効期限2027年5月31日 著作権者 株式会社東京リーガルマインド © 2026 TOKYO LEGAL MIND K.K. Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。 [PV2609003]